

安全衛生推進者養成講習について

(労働安全衛生法 第 12 条の 2)

労働安全衛生法では、事業場規模や業種においては、安全衛生推進者・衛生推進者を選任し、その者に安全衛生に関する一定の業務を担当させることが義務付けられております。

安全衛生推進者養成講習は、資格取得はもとより、新たに安全衛生推進者・衛生推進者として選任された方が、その職務を遂行する際に必要な知識の更なる向上を図るものです。

【対象事業場】

講 習 名	対 象 事 業 場
安全衛生推進者養成講習	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業の事業場で、 常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場
衛生推進者養成講習	安全衛生推進者の選任対象以外の業種の事業場で、 常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場

※講習は、テキスト(日本語)を使用しての講義となります。

○上記の業種において、常時使用する労働者数が 50 人以上の事業場では、安全管理者の選任が必要です。

(労働安全衛生法第 11 条、同施行令第 3 条)

【修了証】

全ての講習を受講されますと、修了証を交付いたします。